

平成18年度は 評価替えの年です

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の評価額を基に算定された税額を市町村に納める税金です。

土地・家屋の評価額は、資産価格の変動に対応するため、3年ごとに均衡のとれた適正な価格に見直しますが、これを「評価替え」といい、平成18年度はこの年にあたります。今回の評価額は、原則として平成20年度まで据え置かれますが、土地については地価に下落傾向が見られる場合、据え置き年度でも、簡易な方法で価格の修正を行うことがあります。

平成18年度の税制改正

固定資産税についても、次のような見直しが行われました。

固定資産（土地）の 負担調整措置の改正

負担調整措置とは、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が高い土地は、税負担を引下げたり、据え置いたりする一方、低い土地はなだらかに税負担を上げていく仕組みです。今回の改正により、税負担の一層の公平化と制度の簡素化が図られます。詳しくは次ページをご覧ください。

住宅耐震改修にもなる 固定資産税の減額措置

昭和57年以前から所有していた住宅については、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる一定の改修工事（工事費30万円以上）を行い、3カ月以内に市に申告した場合、この住宅（120平方メートル相当分まで）にかかる固定資産税を一定期間、19年度課税分から2分の1に減額します。手続きの詳細は決まり次第お知らせしますが、1月1日以降、すでに施工された人は、固定資産税課までご連絡ください。

納税通知書の発送と納期限

平成18年度の固定資産税・都市計画税納税通知書の発送は、5月15日（月）を予定しています。納期は、次のとおりです。

- 第1期 5月17日～5月31日
- 第2期 7月1日～7月31日
- 第3期 12月1日～12月28日
- 第4期 2月1日～2月28日

縦覧

評価額が適正かどうか確認できます

市内の他の土地・家屋の評価額との比較により、自己の土地・家屋の評価額が適正かどうかを確認するための制度です。

縦覧期間 4月3日（月）～5月31日（水）午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）
縦覧場所 市役所駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民生活課
縦覧できる人 ▽固定資産税（土地・家屋）の納税義務者（免税点以上の者）およびその同居の家族

▽納税管理人

閲覧

課税内容が確認できます

自己の固定資産税の課税内容を確認するための制度です。

閲覧期間 4月3日（月）～通年午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

閲覧場所 市役所駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民生活課

閲覧できる人 ▽固定資産税の納税義務者及びその同居の家族▽納税管理人▽借地・借家人（使用又は収益の対象となる部分のみ）▽固定資産の処分をする権利を有する人（破産管財人など）
※縦覧、閲覧の際には、窓口に来られた人の本人確認書類（運転免許証、納税通知書など）、委任状（代理人の場合のみ必要）のほか、閲覧の場合は、賃貸借契約書（借地・借家人が閲覧する場合のみ）などが必要です。

固定資産税

問い合わせ先

市役所駅南庁舎固定資産税課

土地係 TEL (0857) 20-3422

家屋係 TEL (0857) 20-3424

償却資産係 TEL (0857) 20-3421